





$$\begin{array}{r} 6 \\ \times 6 \\ \hline 36 \\ 3 \\ \hline 108 \\ \text{立方尺} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 121089 \\ 108 \overline{) 0} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 393 \\ 9 \overline{) 0} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 936 \\ 3 \overline{) 0} \end{array}$$

一、右に述べたる通り薪炭材は棚を以て計算すべき規定であるが棚で計算の出来ぬ場合には已むを得ないから左の量目を一棚に換算しても差支ない

樹種	一立方尺ノ重量	一棚ノ重量
松	三・一一〇五・五〇〇	二二四・三九六
杉	四・二〇〇七・八四〇	三〇二・五六四
檜	六・三〇〇六・六六〇	四五四・四八〇
楡	五・一〇〇六・八一〇	三六七・四九〇
樺	四・五九〇六・二九〇	三三〇・四五三
楓	五・五〇〇六・一五〇	三九六・四四三
ト	四・四五〇六・二六〇	三二〇・四五一
櫻		

(備考) 一立方尺の重量は空氣中に放置せられて自然に乾燥せる木材即ち通常の有様に於ける

木材の重量である

右は諸戸北郎氏著大日本木材効用編に記載してあるのである

尙ほ森林家必携に依れば薪炭材一棚の重量は大畧山毛櫨帶の天然林に於て生木にて四百十貫枯木にて三百二十貫としてある

一、竹類の材積計算法

三尺繩を以て一束とし計算すべきもので其竹材の大小長短を問はぬ但し五寸圍り以上は尺物は一本、九寸物は二本、八寸物は三本、七寸物は四本、六寸物は六本、五寸物は十本を以て一束とする等通常取引の慣例に依るべきものである

第六二 公有社寺有私林野植栽

一、本表は公有社寺有私林の森林及原野に就き新植に係るものを調査すべきものである

一、補植に係るものは本様式の面積の欄を省き天然下種に係るものは數量の欄を省き其他は本様式に準し別表として報告すべきものである

一、植栽の面積は樹木の占領面積即ち樹木の被覆せる地積を調査するものでなく區域面積を調査

すべきものである

- 一、経費とは苗木代、植込人足賃其他苗木の運搬費等を包含するものである
- 一、自ら仕立たる苗木を植栽し若くは無償交付を受けたる苗木を植栽した場合には其苗木は相當代價に見積り其他前項の諸費を計算すべきものである
- 一、山林に於て伐採後種子の自然萌芽したる如きは天然下種と見るべきものではない天然下種とは例へば海邊等の無立木地に於て突如種子の萌芽して自然に森林の状態を爲せるもの、如きを云ふのである
- 一、天然下種は無立木地に於ける發芽の當年に就き調査すべきもので其年に於て手入等に要せし費用は経費として調査すべきものである
- 一、切株より萌芽した場合は有木地と看做すべきものであるから植栽として調査するに及ばぬものである

### 第六三 公有社寺有私有林伐採

- 一、用材とは建築土工其他に使用する木材を云ふ
- 一、薪炭材は薪炭材として伐採したるものは勿論用材として伐採したるもの、枝條根株にして薪

炭に供するものは薪炭材として調査すべきものである

- 一、本表には風害若くは火災等に罹りたる後其被害の殘部を伐採したるもの之を調査すべきものである
- 一、本表の價額は産地附近の村落又は市場に於ける價額を以て計算すべきものである

- 一、用材や薪炭材及竹類の材積計算法に就ては第六一公有社寺有私有林被害表に於て詳説しあるを以て之を省きます

### 第六四 林産物雜類

- 一、本表には御料林たると國有林たると公有社寺有私有林たるとを問はず總ての森林及原野の生産物に就き調査すべきものである

- 一、森林原野の生産物に就ては山元又は村落に於て取引したるものは勿論其他のものも總て之を調査すべきものである例へば山元地方に於ける學校其他公の營造物若くは御料局出張所の建築修繕等に要する材料の如き取引を経ずして使用する場合には其地方の學校若くは官公署に就き調査すべきものである

- 一、本表の價額は産地附近の村落又は市場に於ける價額を以て計算すべきものである

- 一、數量は本様式に定むる單位に依り計算すべきは勿論であるか地方に依り其稱呼を異にし到底規定の單位を以て計算の出來ぬ場合には其地方固有の稱呼に従ふて差支なしされど規定の單位に換算し得べき方法を備考として記載する事を忘れてはならぬ
- 一、本表に於ける丸及角材又は竹材の第六三伐採表に於ける用材又は竹材と異なるは(一)其用途に充つる爲め多少の加工を爲したるにあり(二)伐採表は公有社寺有私有林の調査なれども本表は御料國有公有社寺有私有の森林及原野の調査なるを以て其範圍頗る廣大である
- 一、角材とは柱に使用する爲めに製材したるものは勿論丸材の四方を削り若しくは挽取りたるものを云ふのである
- 一、挽材とは板、盤、平物、貫、垂木其他一般挽割物を云ふ(坪は六尺平方なり)
- 一、甲縣に於て乙縣の産出に係る丸及角材を買入れ之を原料として製板したるときは甲縣に於ては挽材として調査すべきものである
- 一、樽木とは井戸側又は桶樽等の製造に使用する製材を云ふ
- 一、曲輪とは篩、曲物等の製造に使用する製材を云ふ
- 一、燐寸用木片とは燐寸軸木に用ゆる木片を云ひ白楊、落葉松等が主要原料である
- 一、經木は經木眞田の原料にして之を削らば直ちに眞田の原料たる如く加工したるものを云ふのである

てある

- 一、製紙原料木材は木材其儘のものにあらずして外皮及腐蝕等製紙に適せざる部分を除きたるものを云ひ桐、樅等が主要原料である
- 一、檜皮、杉皮の單位坪は六尺平方である
- 一、蔓及莖は藤、葛、菊子蔓、齒菜等を云ふのである
- 一、苗木は森林を仕立てるを目的として天然下種を採取したるものゝみを調査すべきものである苗木を作り播種したる苗木に就ては明治三十九年五月五日農商務省訓令第十五號に依り別に山林局へ報告せらるゝにより本様式には省いたのである
- 一、樹實は胡桃、橡、團栗、椎ノ實、栗等を云ひ天然と栽培とを問はず森林中の收穫に係るものは總て調査すべきものである但し栗は一方果實表の栗にも加算することを忘れてはならぬ
- 一、香料とは線香抹香等の材料たるべきものを云ふのである
- 一、木精 (Wood spirit) 一名「メチールアルコール」(Methyl alcohol) は木材を鐵製の「レトルト」に入れて熱するときには水及醋酸と混して蒸溜し來るを以て此中より之を分ち取ることが出来る其性状及反應は普通の「アルコール」に類似し假漆及染料の製造に用ひ又工業用の酒精に混する等其用途廣大である (Litreは五合五勺なり)

- 一、松烟とは製墨又は塗料の原料たるべきものを云ふ
- 一、椎茸は乾燥したるものを調査すべきものである
- 一、松茸及諸菌類は生のものを調査すべきものである
- 一、獸皮は狐、鹿、狸等野獸の皮を調査すべきものであるから家畜即ち牛馬等の皮を算入してはならぬ
- 一、石類は建築土工等に用ゐる花崗石其他の石類を調査するのである（切は一尺立方なり）
- 一、自然生蔬菜は森林原野に於ける自然生の蕨、薇、山葵、薯蕷、筍等を調査すべきものである但し筍は一方食用及特用農産物表の筍にも加算する事を忘れてはならぬ
- 一、下草は肥料又は牛馬の飼料に供するものにて生枯を問はず賣買取引せしものに就き調査すべきものである從て自己が山林より刈取り縁肥に充つるものゝ如きは調査に及ばぬ

### 第六五 織物指定特別調査

- 一、本表は第二二織物表と異なり特殊の織物に就き主要産地たる二三の府縣を指定し各種目毎に別表として報告せしむるものである
- 一、賃織業者の織成せし織物の數量及價額は原料供給者たる織元の欄に記入すべきものである但

し賃織業者にして賃織の傍ら自己の原料を以て織成せしものあらは其分に限り賃織業の欄に記入すべきものである

- 一、本表に記入したる事項は第二二織物表の各相當欄にも記入すべきものであるから兩表は當然重複するものである

- 一、其他注意すべき事項に就ては第二二織物表に詳説したれば茲には略します

### 第六六 染物指定特別調査

- 一、本表は特殊の染物に就き主要なる二三の府縣を指定し各種目毎に別表として報告せしむるものである

- 一、工場とは家族たるを雇人たるを問はず染工十人以上を有する染物場を云ふのである（賃染と否を問はず）

- 一、家内工業とは家族たるを雇人たるを問はず十人未満にて染物業に従事するものを云ふ（賃染と否を問はず）

- 一、染工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである

### 第六七 磚茶指定特別調査

- 一、本表は兵庫、長崎、福岡、熊本の四縣に限り調査報告すべきものである
- 一、磚茶とは粉茶を蒸し之を壓搾し乾燥して製したるものにして一見瓦の如きものである

### 第六八 精製糖指定特別調査

- 一、本表は東京府、大阪府、福岡縣に限り調査報告すべきものである
  - 一、製造場は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものである
  - 一、資本金は會社に在りては拂込資本金若くは出資額の總額を掲げ個人の經營に係る工場に在りては流動資本と固定資本とを問はず放下資本金の總額を掲ぐべきものである
- 右の資本金は本社若くは本工場に掲ぐるときは支社若くは分工場に屬するものは特に掲ぐるに及ばぬ是れ重複に渉るの恐れあるか爲めてある
- 一、職工数は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものである
  - 一、職工の賃錢は一人一日の平均額を掲ぐべきものである

## 結 辭

千葉縣知事官房主事 山中竹樹述

本書は本縣開設の統計講習會に於ける講演を録し講習員並に篤志者に頒たんとして刊行したるものであります

申すまでもなく國家行政の方針は國家統計の實績に起因し苟も其統計の精確と否とは行政の得失に關係を及すや大なるものであります先哲の語に統計は政績の得失を考ふる試金石であつて其効用も亦航海者の羅針盤の如きものであると實に至言てあります近來國家の進運に伴ひ政治に經濟に其他萬般の事業に空理空論を避け精微確實の統計を要求し殊に縣郡町村の統計に於ける更に一層の精微を要する氣運に向つて居るか由來統計の事たる他の科學に比較すれば進歩遅緩の憾なき能はずであります本縣は曩に訓令を發し農業生産調査を施行し漸く其目的を達し遂に本縣の産業上に於ける農業統計の基礎を鞏固にすることを得たのは獨り本縣の幸福のみならず國家の慶事であると思ひます併しなから凡百の事愈進むに隨つて愈深く殊に統計の事たる須らく一班學理の研究を極め探て以て之を實地に應用するにあらざれば其の確實を得られないのである故に本縣は大正元年九月一日より六日間之か講習會を開設し高橋内閣統計局審査官並に細野農商務省統計主任を招聘し町村役場及學校公署等の當務者並篤

志者を奨め四百四十七名の講習員を得て豫定の講習を了し加之一面此の機會に於て廣く統計資料を蒐集陳列し講習員其他一般の實際的研究に供し並に統計思想の普及に努めたるに縣下町村學校其他官公署若は他府縣より出陳せられたるもの實に千九百十八点の多きに至り學理の研鑽と當務者の研究考案に成れる出陳と相待て斯界に與へられたる裨益鮮少なからざるものあるを認めためたのであります此の講習會と資料陳列との開設に方り時恰も國家諒闇中に屬し告森知事閣下並に夏秋内務部長には風紀上に將た又衛生上に謹慎の意を表し苟も至誠を缺くか如き事なき様深く注意せられましたか講習員諸氏は克く其意を體し一層謹慎勉勵せられたる結果何事もなく圓滿に閉會を告ぐるを得たのであるか一は兩講師の懇篤なる講演の賜であつて此事たる實際事務に當つた我々の光榮とし且つ感謝する所であります

本書は素と講習員の一、二を擧て専ら筆記せしめ其成るや更に之を兩講師に致して閱正を請ひしに公務多忙中にも拘らず丁寧に校閲せられ且足らざるを補修せられたるもので坊間書肆に点在する學說記述の類と其講演の趣旨叙述の順序自ら同一の日にあらざるを諒せらるへし繕くもの本書により一層の研鑽を積み堅實なる統計思想を作興し移して實務に效し郡町村に於ける統計の改善發達を企圖し以て行政の資に供し施設經營の源泉を此に汲まれなば本會開設の目的に副ふのみならず進て國家行政に貢献すること多大のものありと信します茲に該會開設の顛末を畧叙し併せて本書刊行の由來を述へて

巻尾に記す次第であります

大正元年十二月二十四日印刷  
大正元年十二月二十八日發行

不許  
複製

著者兼  
行者  
木村淳

千葉縣千葉町寒川九百八十八番地

印刷人  
岩倉順造

千葉縣千葉町五百四十八番地

印刷所  
多田屋千葉活版所

千葉縣千葉町五百四十八番地

1314  
1316

終